

<TAC>無断複写・複製を禁じます

「日商3・2級の次は税理士へ！」

～日商生のための税理士試験マスターセミナー～

TAC税理士講座

日商3・2級の次は税理士へ！

目 次

	ページ
テーマ1 税理士の魅力	1～3
テーマ2 日商簿記から税理士へ	4～11
テーマ3 受験計画	12～15
テーマ4 具体的な学習方法	16～18

テーマ 1

税理士の魅力

◆ 1 税理士の仕事

税理士は、納税者の納税義務が適正に実現されるための業務を行うと同時に、国の財政等に直接関係する業務を行っており、社会的に重要な職業です。さらに、その業務内容は、従来からの税務業務や会計業務にとどまらず、経営コンサルティングや国際税務など多岐にわたっています。ここでは税理士の仕事の内容について、具体的に紹介していきます。

1 税務業務（独占業務）

税務業務とは、税理士法で定められた独占業務であり、「税務書類の作成」、「税務代理」及び「税務相談」の3つがあります。これらの業務は税理士以外が行うことは出来ません。

税務書類の作成とは、税務官公署に提出する申告書、申請書、請求書などを税理士自らの責任と判断において作成することをいいます。

税務代理とは、税に関する法令に基づき、税務官公署に対して、申告、申請、請求などを納税者に代わって行うこといいます。

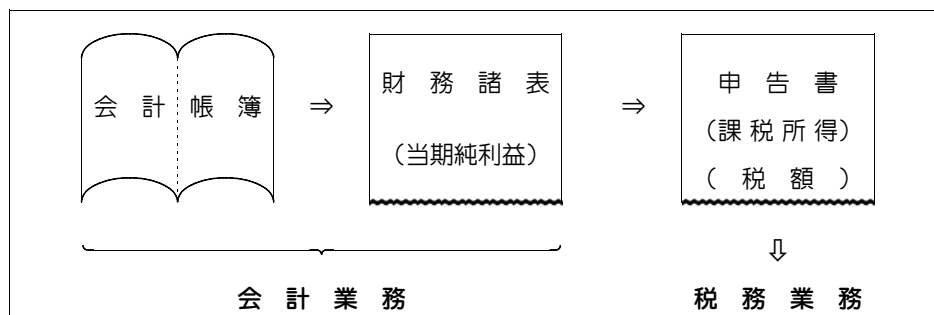
税務相談とは、具体的事例に基づき、所得金額や税額などの相談に応じることをいいます。

2 会計業務

会計業務とは、会計帳簿への記帳、財務諸表の作成の指導及び代行等の業務をいいます。

税務業務と会計業務とは、非常に密接に関係しています。例えば、法人税は基本的に企業の獲得した利益（もうけ）に対して課税がなされます。その税額の算定手順は、会計業務で算定された利益に対して税務調整を行い、税額算定の基礎となる課税所得を算定し、その金額に基づいて税額を算定するという手順になります。

よって、多くの企業は税務業務のみではなく、会計業務についても税理士に任せています。



日商3・2級の次は税理士へ！

3 経営コンサルティング業務

企業は、「設立」、「株式公開」、「再生」といったその成長過程において、様々な問題点を抱えています。そうした問題点に対して、財務・税務の知識を駆使してアドバイスをを行い、その成長・発展を見守っていくことが、税理士の行う経営コンサルティング業務です。

特に、厳しい経営環境におかれている中堅・中小企業の経営者は、身近な存在である税理士に経営改善のアドバイザーとしての役割を求めており、そのニーズは年々高まっています。

4 資産税コンサルティング業務

個人の所有する土地・家屋・有価証券等の資産を譲渡や相続した場合、莫大な所得税や相続税が課されることがあります。そこで、税務のスペシャリストとして節税や納税対策を目的とした相続・事業承継・資産運用等に関する提案を行い、収入を得ることができます。最近ではこのような資産税コンサルティングに特化した税理士事務所も増えています。

5 国際税務

海外に進出している日本企業、あるいは日本に進出している海外企業の税務は、日本の税制と海外の税制が複雑に絡み合うため大変難しいものとなっています。これらを橋渡しするのが国際税務です。なお、語学力が求められるため、国際税務を専門に扱う税理士事務所や税理士法人に仕事の依頼が集中しています。

6 補佐人

平成13年6月の税理士法の改正で、税理士による補佐人制度が実現しました。補佐人制度とは、納税者の正当な権利・利益の救済を支援するために設けられた制度で、税務訴訟において、税理士は補佐人として弁護士の訴訟活動を税務の専門家の立場から補佐し、自己の持つ税務に関する専門知識を駆使して、陳述活動等をすることができるようになりました。

7 外部監査

税理士は、社会公共の利益を守る外部監査人として、地方公共団体における税金の使途のチェック及び地方独立行政法人が毎年公表する財務諸表の監査を行います。

8 会計参与

会社法（平成18年施行）の制定により、会計参与制度が新設されました。会計参与とは、中小会社の会計の適正化を図ることを目的として、会社法において新設された会社の機関（役員）で、主な業務は取締役（経営者）と共同して財務諸表の作成をすることにあります。なお、会計参与は公認会計士（監査法人）または税理士（税理士法人）しかありません。

◆2 仕事のフィールド

税理士の活躍の場には様々な選択肢が存在し、自分の個性、やりたい仕事等に応じて選ぶことができます。ここでは、税理士の活躍できるフィールドについて紹介します。

1 独立開業する

税理士は、独立開業しやすい資格です。資格を取得し、数年間の実務経験を積み、個人でも十分クライアントを確保することができます。

「独立開業」の一番の魅力は、自由に活動できることです。誰からも指示されることなく、自分の考えだけで行動できます。時間的に融通も利くので、仕事と家事・育児を両立させている女性税理士も増えています。また、努力したことが全部自分に返ってきますので、モチベーションもあがります。

なお、同じ税理士でも、法人税に強い人、所得税に強い人など専門分野は異なります。そのため、複数の税理士が提携して税理士法人を設立し、それぞれの得意分野の仕事をこなしたり、共同して大規模な案件を引き受けることもできます。

2 税理士法人に勤務する

税理士法人では、法人税部門、個人所得税部門、資産税部門、コンサルティング部門、国際税務部門等といったように担当部門を細分化しており、専門性の高い大規模な案件に関与することができます。将来、特定の専門分野（株式公開サポート業務、資産税コンサルティング業務、国際税務等）での活躍を志す人に向いているフィールドといえます。

3 金融機関に勤務する

銀行・証券・保険・リース等の金融機関では、税理士を企業内に迎え入れようという確実な動向が見えます。例えば、銀行の融資担当に配属になれば、融資先の経営分析や経営改善のコンサルティングを行ったり、保険会社や信託銀行では個人の資産運用や相続対策の案件に関与するなど、それぞれの金融機関において活躍の場は無限に広がっています。

4 一般企業に勤務する

一般企業に勤務した場合、財務諸表・税務申告書等の作成等といった財務・経理のメイン業務を担当します。これにより、企業のすべての資金の流れをつかむことになるため、経営に関しても財務面から助言することができ、企業のなかでも一目置かれる存在となります。

最近では、人事考課の際に資格を重視する企業が増えており、社内でキャリアアップする上でも、税理士資格があれば断然有利です。また、ベンチャー企業であれば、CFOとして舵取りを行い、企業を成長させていく喜びを味わうことも可能です。

テーマ 2

日商簿記から税理士へ

税理士業務を行うためには、税理士試験に合格しなければなりません。ただし、税務と会計は大変密接な関係があるため、税理士試験の受験科目の大半は、簿記と深く関連しています。ここでは、税理士試験の詳細について、データとともに紹介致します。

◆1 税理士試験の概要

税理士試験は、例年8月上旬の平日3日間に実施され、合格発表は12月中旬に行われます。

税理士試験の特徴として、科目選択制度と科目合格制度があります。

◆2 科目選択制度

科目選択制度とは、税理士試験の試験科目全11科目から5科目を選択することができる制度です。試験科目の中には、下記の表で示すような必須科目・選択必須科目等の制約もありますが、この制度により科目選択にかなりの幅が認められています。

会計科目	必 須	簿 記 論	会計科目は、必ず合格しなければなりません。
		財務諸表論	
税法科目	選択必須	法 人 税 法	法人税法または所得税法のどちらか1科目以上は合格しなければなりません。
		所 得 税 法	
	選 択	相 続 税 法	選択科目のうち、酒税法と消費税法、事業税と住民税はどちらか1科目しか選択できません。
		酒 税 法	
		or	
		消 費 税 法	
		固 定 資 産 税	
		事 業 税	
		or	
		住 民 税	
		国税徴収法	

◆3 試験科目の内容

1 必須科目

科 目	特 徴
簿 記 論	企業の経営活動をどのように記録し、計算するかを学習する科目です。試験は制限時間2時間で3問出題され、第1・2問は大学教授が出題するため学問的、第3問は実務家が出題するため実務的な問題が出題されています。
財務諸表論	株主等に報告するための財務諸表（報告書）を作成するまでの考え方や約束事について学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は会計に関する考え方について論述式により、計算は会社法等の法律等に従って実際に財務諸表を作成する形式で出題されています。

2 選択必須科目

科 目	特 徴
法 人 税 法	会社の儲けに対して課される税金について定めた、法人税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は法人税の規定を論述させる形式で、計算はある会社の納付すべき法人税額までを求めさせる具体的な形式で出題されています。
所 得 税 法	私たち個人が1年間に稼いだ儲けに対して課される税金について定めた所得税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は応用問題と個別問題をそれぞれ論述させる形式で、計算は自営業を中心とした個人の納付すべき所得税額までを求めさせる具体的な形式で出題されています。

日商3・2級の次は税理士へ！

3 選択科目

科 目	特 徴
相 続 税 法	財産が無償で個人から他の個人に渡った場合に財産を取得した者に課される税金について定めた相続税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題されますが、簿記の知識を必要とせず、理論と計算は密接に関連しているため、効果的な学習が可能な科目といえます。
消 費 税 法	消費税は、商品の販売やサービスの提供などに対して課税され、価格に上乗せされて最終的には消費者が負担する間接税で、事業者が預かった税金を計算する科目です。試験は他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されます。税理士の実務で最も重要な科目のひとつといえます。
酒 税 法	アルコール飲料に対して課される税金について定めた酒税法という法律の考え方を学習する科目です。試験は理論と計算に分けて出題され、理論は酒税法の体系的な理解を問う問題が多く、計算は酒類製造業者の1月間に出庫した酒類に対して納付すべき酒税額を求めさせる具体的な形式のものが出題されています。
事 業 税	事業活動を行う法人又は個人は公共施設の利用が不可欠であり、この公共施設の維持・保護等の経費負担として都道府県がその事業者に対して課する税金が事業税です。試験は通常、理論を中心に出題され、特に第1問の理論の内容が事例問題であるため合否のカギとなっています。なお、法人税に関する知識があれば効率的に学習できます。
住 民 税	所得のある個人及び法人等に対して課される税金で、地方税法に定められている都道府県税及び市町村民税に関する部分を総称したものです。試験は理論と計算に分けられ、理論は個人及び法人から各1問の計2問、計算は総合問題又は個別問題が出題されます。なお、所得税に関する基礎知識があれば効率的に学習できます。
固定資産税	土地・家屋・償却資産といった固定資産に対して課される税金について定めた地方税法という法律の中の固定資産税編についてその考え方を学習する科目です。出題傾向が安定していて学習しやすく、他の科目と同じように理論と計算に分かれて出題されています。
国税徴収法	国税徴収法は単に国税の徴収のみならず、地方税等の徴収のベースとなっている大切な法律です。試験の出題はその殆んどが論述形式の理論問題と短答問題で占められています。法律がどのように関連しているのか理解することを目的としているため簿記の知識は全く必要ありません。

4 各試験科目における簿記知識の必要性

税理士試験の試験科目の大半は、簿記と深く関連しています。各試験科目の学習にあたって必要な簿記知識は下記に示す通りです。

簿記の知識が不要な科目 相続税法 酒税法 固定資産税 国税徴収法

簿記3級の知識が必要な科目 消費税法 事業税

簿記2級の知識が必要な科目 簿記論 財務諸表論 所得税法

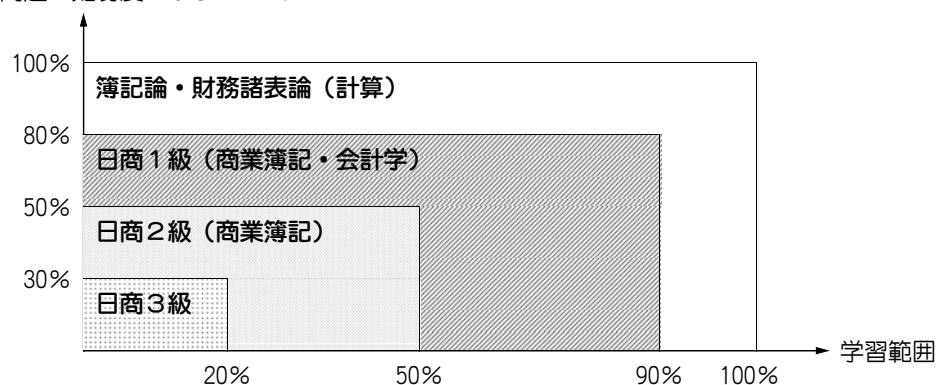
簿記論・財務諸表論の知識が必要な科目 法人税法

所得税法の知識が必要な科目 住民税

5 日商簿記検定と会計科目の学習範囲の関係

日商簿記検定と税理士試験の会計科目の学習範囲等の関係を示すと下記の通りになります。

問題の難易度・ボリューム



このように、皆さんが日商簿記検定の学習により得た知識は、会計科目の受験にあたりフル活用できますし、受験勉強においても大きなアドバンテージを有しています。

日商3・2級の次は税理士へ！

6 会計科目の関連性

簿記論と財務諸表論は、出題範囲や学習内容において棲み分けがあります。

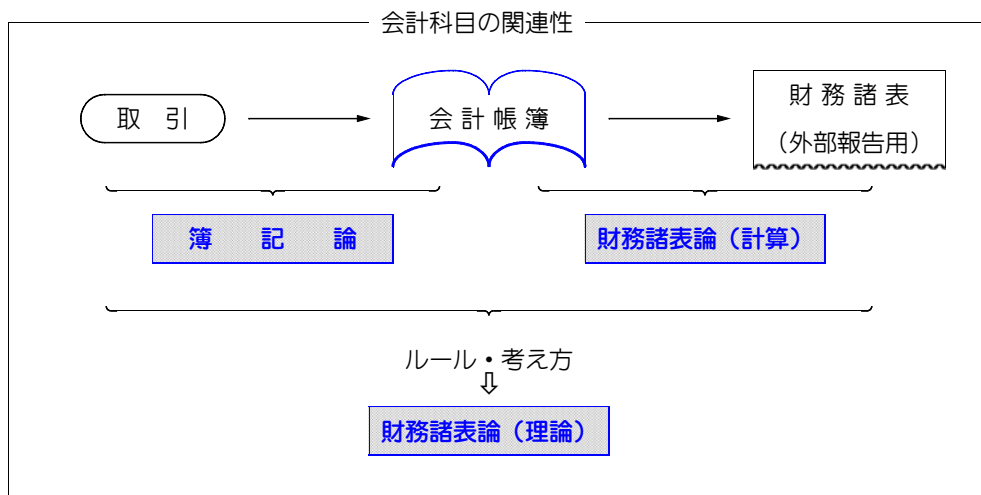
簿記論では、日商簿記検定と同様に、仕訳等を中心とした**帳簿上の手続**が出題されます。

したがって、学習内容も「計算」のみになります。

一方、財務諸表論では「計算」のみならず「理論」も出題されます。

計算は、株主等の外部の利害関係者に対して提出する**財務諸表**（貸借対照表・損益計算書）の**作成**問題が出題されます。そこでは、日商簿記検定や簿記論で学習した会計処理に加えて、「表示区分」、「注記」等といったものも学習します。

理論では、会計処理方法や表示方法に関するルールである**企業会計の基準**（企業会計原則等）の内容等が記述形式で問われます。そこでは、単に規定自体を覚えるだけでなく、「なぜ、そのような処理を行うのか？」といった、規定の背後にある考え方も学習します。





参 考 日商簿記と税理士・簿記論の関連項目

簿 記 論 の 学 習 項 目	日 商 簿 記 検 定		
	3 級	2 級	1 級
簿記一巡の手続	○	○	○
一般商品売買・棚卸資産	○	○	◎
特殊商品売買	×	○	○
現金・預金	○	○	◎
金銭債権・手形	○	◎	◎
有価証券	○	○	◎
有形固定資産・リース取引・減損会計	○	○	◎
無形固定資産・ソフトウェア	×	○	◎
繰延資産	×	○	○
研究開発費	×	×	○
貸倒引当金・その他の引当金	○	○	◎
人件費・退職給付会計	×	○	○
金銭債務・社債	×	○	◎
株主資本	×	○	◎
新株予約権	×	×	◎
税金・税効果会計	×	○	◎
外貨建取引等	×	×	◎
製造業会計	×	○	◎
本支店会計	×	○	○
建設業会計	×	×	◎
帳簿組織	×	○	○
推定簿記	×	×	×
組織再編・企業結合会計	×	×	◎
財務諸表	×	○	◎
連結財務諸表	×	×	◎

◎…知識に関して問題なし（ただし、出題傾向・出題形式は異なる）

○…基礎知識は問題ないが、さらに知識の習得が必要

×

日商3・2級の次は税理士へ！

◆4 科目合格制度

科目合格制度とは、1科目ずつ受験することができ、1度合格した科目は生涯有効になる制度です。つまり、1度の受験で5科目すべてに合格する必要はなく、毎年少しずつ合格科目を積み重ね、複数年かけて5科目合格を達成すればよいのです。したがって、ライフスタイルやライフプランに応じた受験が可能になります。

会計士試験は主に若年層が受験者の中心であるのに対し、税理士試験は、学生、社会人、主婦、定年退職者といった幅広い受験層となる最大の要因はこの『科目合格制度』にあります。

また、科目合格の段階でも評価され、就職や転職に当たり有利に働くことも、科目合格制度のメリットです。つまり、一歩ずつステップアップ（キャリアアップ）を図りながら、着実にゴールを目指すことができます。

科目合格制度のポイント

- ・1度で5科目合格する必要はなく、1科目ずつ受験できる
- ・受験科目ごとに合否が判定され、合格科目は翌年以降の試験が生涯免除される
- ・科目合格の段階でも評価される（就職・転職に断然有利！）



一歩ずつステップアップしながら、確実に税理士資格を取得できる！

◆5 合格基準

税理士試験の合格基準は、各科目ともに満点の60%（すなわち60点）となっていますが、出題される問題の難易度やボリュームに関わらず、各科目の合格率は、ほぼ10～15%で毎年安定しています。つまり税理士試験は、全受験者のうち上位10～15%の人が合格する**競争試験**といえることができます。

◆6 税理士試験に合格するためには

税理士試験は、どの科目の出題もボリュームが多く、2時間という制限時間内にすべてを解答できる問題はほとんど出題されません。しかしながら、**本試験では問題のすべてを解答する必要はありません**。満点の60%（つまり60点）以上が、公表されている合格基準だからです。

また、難易度については、年によりかなりバラツキがあります。ある年の合格ラインはTACでの予想配点で70点位、明くる年では40点位というように、簡単な年と難しい年では約30点もの開きがあります。では、なぜ毎年一定の合格率を保っているのでしょうか？

実は、正解率の高い解答箇所の高い配点を置き、正解率の低い解答箇所は配点を軽くする等の採点上の調整が行われているのです。したがって、難しい箇所が解答できたか否かではなく、受験生の多くが解答できる基本的事項をどれだけ確実に得点したかで、合否は決まります。

合格のポイント

- ・ 2時間では解けきれないボリュームの問題が毎年出題される
- ・ 難易度に関係なく毎年一定の合格率を保っている
- ・ 合否をわけるのは基本的事項の正解率



基本的事項をしっかり固め、それを確実に得点していくことが大切！



参 考 最近5年間の科目別合格率の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
簿記論	14.9%	12.5%	14.2%	9.9%	12.5%
財務諸表論	18.5%	15.2%	16.1%	16.0%	13.1%
法人税法	12.4%	12.3%	11.0%	12.1%	12.6%
所得税法	12.3%	12.7%	12.8%	13.4%	14.3%
相続税法	10.2%	9.8%	12.4%	14.7%	13.9%
酒税法	11.3%	10.2%	10.8%	10.4%	12.3%
消費税法	11.5%	10.1%	13.3%	12.4%	12.3%
固定資産税	11.9%	14.1%	10.3%	10.0%	10.5%
事業税	12.6%	9.6%	10.1%	13.8%	11.9%
住民税	8.6%	15.0%	14.6%	18.2%	16.2%
国税徴収法	9.7%	10.9%	11.1%	11.3%	12.1%

テーマ 3

受験計画

これまでお話ししてきたように、日商簿記検定の学習経験者の皆さんは、税理士試験の会計科目を学習するにあたり、大きなアドバンテージを有しています。

ただし、税理士試験は「科目合格制度」「科目選択制度」といった特徴があるので、受験計画の立案が、他の国家試験に比べ複雑かつ重要になります。税理士試験の受験計画を立てるにあたっては、「長期的目標（何年で5科目に合格するか?）」と「短期的目標（次の試験でどの科目を受験するか?）」の2つの目標を明確に持って下さい。

◆1 長期的目標（何年で5科目に合格するか?）

何年で合格するかは、「可処分時間（学習可能時間）がどれくらいあるか」、「簿記の知識はあるか」、「どの科目を選択するか」等によって左右されますが、**学生の方や受験に専念できる環境にある方は2～3年、可処分時間が制約される社会人の方は3～5年位を目安にするのが一般的です。**

◆2 短期的目標（次の試験でどの科目を受験するか?）

短期的目標を定めるにあたっては、必ず次の点に留意して下さい。

1 本試験までの可処分時間を正確に見積もる

どれだけ能力のある方でも、学習に充てる時間が不足していると、良い結果を得ることはできません。下記の表に基づいて可処分時間（学習可能時間）を計算してみましょう。

(1) (単位：時間)

	月	火	水	木	金	土	日	合 計
可処分時間								

(2) 週当たり 時間 × 本試験まで 週間 = 時間

2 受験可能な科目を洗い出す

ステップ1で見積もった可処分時間の範囲内で学習可能な科目を洗い出します。なお、税理士試験の各試験科目は、次の通りボリュームがマチマチです。ボリュームの少ない科目を組み合わせることで、仕事をしながらでも1年で複数科目の受験が可能となります。



(注) 標準学習時間には、TACでの講義時間を含みます。なお、学習時間は個人差がありますので、目安としてお考えください

3 科目選択上の留意点

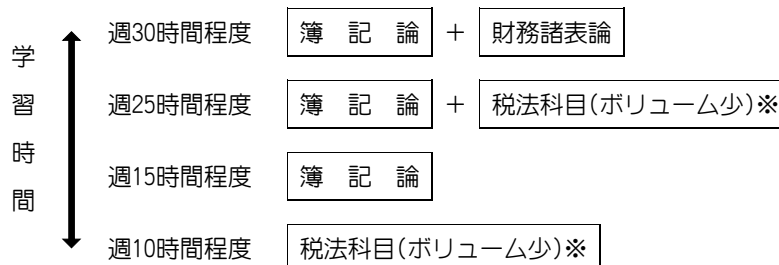
(1) 会計科目（特に簿記論）は早めに受験

簿記論・財務諸表論といった会計科目は必須科目であり、その知識は法人税法及び消費税法等の科目の学習において役立ちます。よって、早めに受験することをおすすめします。また、これらの科目は、同時に学習すると相乗効果が得られます。しかし、それぞれボリュームがあるため、いずれか1科目選択するのであれば、**簿記論**をおすすめします。

(2) 法人税法・所得税法・事業税・住民税は2回目以降に受験

法人税法・所得税法といった選択必須の科目はボリュームが多いことから、税理士試験の学習スタンスが確立した2回目以降に受験されることをおすすめします。また、事業税は法人税法と、住民税は所得税法とそれぞれ深く関連することから、これらの科目は法人税法・所得税法と同時に学習するか、もしくは法人税法・所得税法受験後に学習するのが好ましいです。

4 科目選択の具体例



※ 消費税法・酒税法・固定資産税・国税徴収法のうち、いずれか1科目

日商3・2級の次は税理士へ！

◆4 1月からの学習コース

TACでは、税理士試験を初めて受験される方向けの1月から開講するコースとして「速修コース」をご用意しています。

1 速修コース

速修コースは、初めて学習される方を対象に1月から4月までの4カ月間で全試験範囲を効率よく学習するコースです。4カ月間でインプットを終わらせ、5月から直前期においてアウトプットを積み重ねることで、実践的な答案作成能力が身に付きます。

具体的には、各月ごとに7回の講義と1回の実力テストを行い、講義の回ではミニテスト（前回の講義内容についての確認テスト）を毎回実施します。また、実力テストでは、各月の学習内容に関する確認問題を出题します。

2 直前期

5月から本試験直前までの3カ月間において、10回の講義と10回の答練を実施します。

講義では、本試験の試験委員の分析を行うとともに、4月までの学習内容についてのまとめを行います。また、答練では、「実力完成答練(全6回)」「直前予想答練(全3回)」及び「全国公開模試」といった難易度や目的の異なる本試験形式の問題を解いて、どんな問題が出題されても十分対応できる能力を身につけます。



参 考 オプション講座のご紹介

1 簿記入門コース

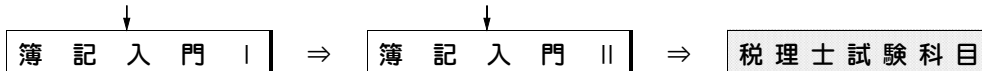
税理士試験の会計科目（簿記論・財務諸表論）を学習するにあたり、日商簿記検定2級（商業簿記）程度の知識が必要になりますが、この知識は簿記入門で得ることができます。

簿記は全くの初心者という方は簿記入門Ⅰ（全8回）より、日商簿記検定3級レベルの知識をお持ちの方は簿記入門Ⅱ（全8回）より受講しましょう。なお、「簿記の勉強をしたのが、かなり昔なので不安だ！」という方は、簿記入門Ⅰから受講することをお勧めします。

簿記入門は、教室講座のほか、ビデオ(DVD)講座あるいは通信講座でも学習できます。これらを受講し、本格的な学習をスムーズに行ってください。

簿 記 初 心 者 の 方

簿 記 3 級 レベル の 方



2 簿記論先取り学習講座

簿記論速修コースを申し込まれた方を対象に、開講までの時間を有効活用して頂くため、「簿記論先取り学習講座」を教室講座・ビデオ(DVD)講座・Web通信講座にて開講します。

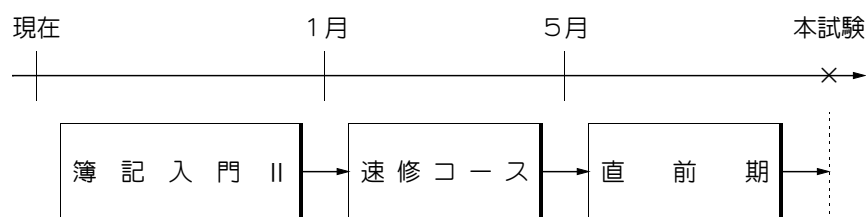
当講座(全4回)では、日商簿記検定2級レベルの方を対象として簿記論で出題される未学習論点の先取り学習を行います。当講座を受講し、1月からスタートダッシュを決めましょう！

学 習 論 点

①特殊商品売買 ②税金 ③社債 ④有価証券 ⑤人件費

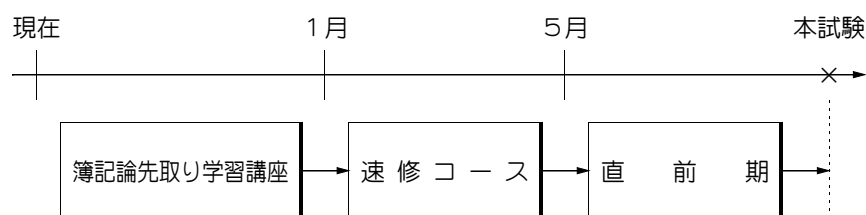
◆5 開講までの過ごし方

1 日商簿記検定3級まで学習された方



日商簿記検定3級まで学習された方は、速修コースの開講までに「簿記入門II」を受講して下さい。

2 日商簿記検定2級まで学習された方



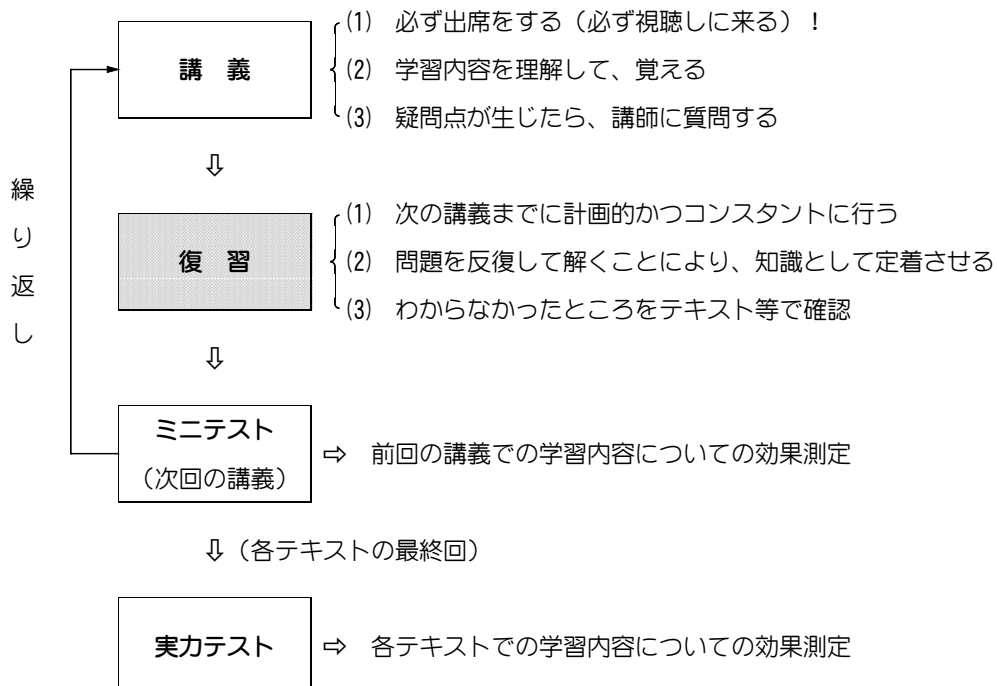
日商簿記検定2級まで学習された方は、速修コースの開講までに「簿記論先取り講座」を受講することをお勧めします。

テーマ 4

具体的な学習方法

ここでは、TAC方式カリキュラムに基づく具体的な学習方法について紹介致します。

◆1 教室講座（ビデオ講座）の場合



◆2 講義

みなさんが学習を進めるうえで、最も重要なのは学習内容を正確に理解して覚えるということです。講師陣自らが研究し作成しているテキストとトレーニング（問題集）を用いて、初学者の方にもわかりやすく講義を行いますので、必ず講義には出席をしましょう。

また、疑問点が生じたら、すぐ講師へ質問をするように心がけましょう。なお、講師への質問は、講義の開始前、休憩時間及び終了後に直接してもらうことができます。また、講義以外でも、質問電話やi-supportによるメールでの質問にも対応しています。

講師は、皆さんが学習を進めていく上での「ツール」ですから、どんどん活用してください。

◆3 復習

講義以外の学習については、基本的に復習のみでかまいません。その回の講義で学習した内容の復習は、トレーニング等を使用して、必ず次の講義までに終わらせるように心がけて下さい。具体的には、トレーニング等の問題を反復して解答することにより、知識の定着化を図ることになります。また、トレーニング等を解答した時に間違えてしまった箇所は、テキストや質問電話・i-support等を利用してしっかり確認をとりましょう。

◆4 ミニテスト・実力テスト

毎回の講義の最初の時間でミニテストを実施します。これは、前回の講義での学習内容が理解できているかどうかの効果測定です。また、テキストを一冊消化するごとに実力テストを実施します。これは、そのテキストの学習内容が理解できているかどうかの効果測定です。必ずミニテストと実力テストは受けて自分の実力を確認するように心がけましょう。



参考 欠席時のフォローシステム

TAC税理士講座では、教室の講義を欠席した場合のフォローシステムを充実させております（パンフレット参照）。

具体的には次のものがあります。

- 1 クラス自由出席制
- 2 カセットダビングサービス
- 3 DL（ダウンロード）フォロー
- 4 Webフォロー（有料）
- 5 ビデオ（DVD）フォロー制度（有料）

日商3・2級の次は税理士へ！

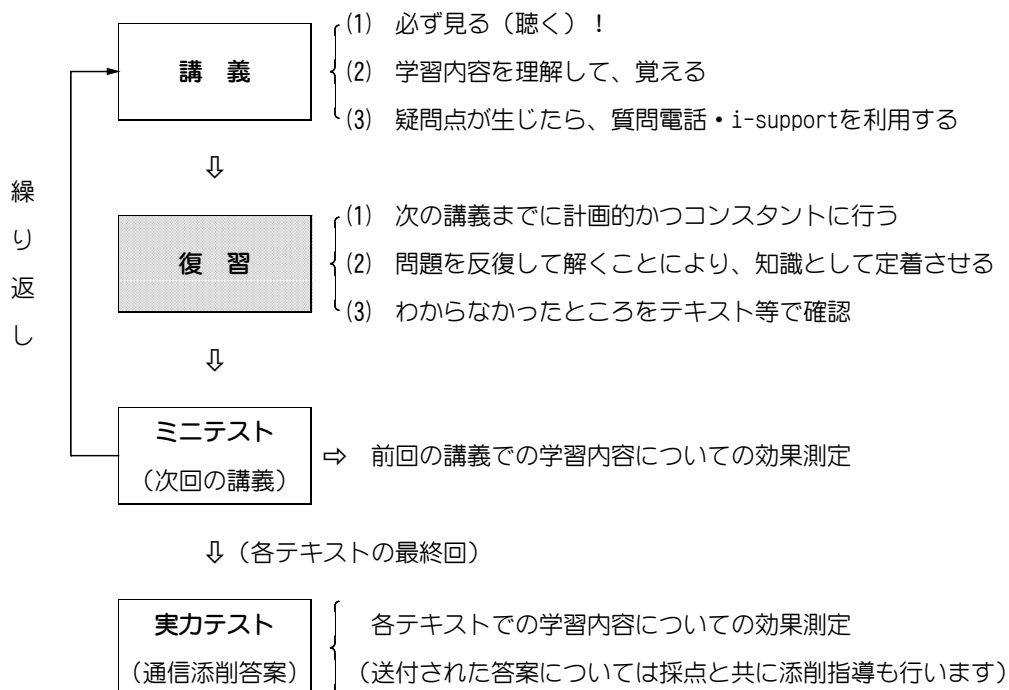
◆5 通信講座の場合

時間的制約等の理由により通学できない方向けに、自宅に居ながらにして通学しているのと同じ効果が得られるように、TACでは通信講座による学習メディアに力を注いでおります。

具体的な通信講座の学習メディアは次の通りです。

- 1 映像学習メディア ⇒ Web+DL通信講座、DVD通信講座
- 2 音声学習メディア ⇒ カセット通信講座

なお、在宅学習の場合の学習方法も基本的には教室通学の場合と同じです。



参考 スクーリング制度

すべての通信講座には「スクーリング制度（教室で無料受講できる制度）」というフォローシステムも設けています。教室の臨場感を味わいたい場合や、他の受講生のレベルを知る上で大変有用です。

最 後 に

本日は、お忙しい中、当セミナーにご参加頂きありがとうございました。

税理士という仕事は本当に魅力ある職業ですので、是非ともチャレンジして下さい。TAC税理士講座一同、皆さんの1年でも早い税理士試験合格をサポート致します。